

平成 23 年度第 3 回建築審査会 議事録

1 日 時 平成 24 年 1 月 26 日 (木) 午後 1 時 30 分開会

2 場 所 長野県住宅供給公社 3 階会議室

3 出席者

【委員】 織委員、原山委員、関委員、三浦委員、宮入委員、井澤委員

【事務局 (処分庁)】

真嶋建築指導課長、小林課長補佐兼指導審査係長、田尻担当係長、三宅主任

4 審議内容

(1) 同意案件に関する審議

第一種低層住居専用地域における大学セミナーハウスの増築について (北佐久郡軽井沢町)

ア 概 要 法第 48 条第 1 項ただし書きの許可

(建築基準法第 48 条第 1 項ただし書の許可の説明)

第 48 条 第一種低層住居専用地域内においては、別に定める建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第一種低層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

イ 審議の結果 同意

ウ 審議の概要

委 員	申請地の現況写真で樹木が何本かありますが、伐採してしまうのですか。
処分庁	町の景観育成ガイドラインに、10m 以上の樹木を伐採する場合は、既存の植生にあう樹木を植樹するという規定があり、今回は 97 本伐採する代わりに 100 本植える計画です。
委 員	軽井沢町の景観育成ガイドラインに沿っているというような話ですが、国立公園の関係は環境省かと思うのですが、そちらとの協議はどうだったのですか。
処分庁	自然公園法に関しては実際の審査機関は県になっており、審査庁である佐久地方事務所の環境課において支障ない旨判断しました。
委 員	北側に大きく開いたガラス面から浅間山が良く見えるということですが、逆に浅間山からも良く見えるということでもあります。これは北側なので反射もないだろうというような判断だと思います。経過について念のため確認しました。
委 員	B 棟 1 階の食堂部分について 1 階平面図と北面の立面図で齟齬があるのでは。 食堂部分が地下であるように見えます。立面図を信用すれば、平面図の食堂北側の壁は開口部はないのでは。

処分庁	食堂部分は地下ではなく、少しフロアが高いスキップフロアのような形状になっています。浴室の前のデッキと食堂の床と 2.3m のレベル差があります。
委員	断面図がないので、この立面図が本当に正しいのかわかりませんでした。
議長	議案第 1 号については、同意することに決定します。

(2) 包括同意案件に関する審議

建築基準法第 43 条ただし書の規定により建築基準法の道路に接しない敷地への建築物の建築に関する許可に係る同意の事後報告

ア 概要 法第 43 条第 1 項ただし書きの許可

(建築基準法第 43 条第 1 項ただし書の許可の説明) 第 43 条 建築物の敷地は、道路に 2 メートル以上接しなければならない。ただし、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したものについては、この限りでない。

イ 審議の結果 同意

ウ 審議の概要 質疑なし

5 その他議事事項

(1) 引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場に係る建築基準法の用途規制違反への対応について (許可基準の策定について)

ア 概要

引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場の建築基準法第 48 条の規定に基づく許可基準について、前回建築審査会における指摘事項に対して事務局から対応案の提示

イ 審議の結果 事務局の許可基準案を認める。

ウ 審議の概要

委員	事務局の提案のとおりで異議なし。
----	------------------

(2) 建築審査会活動の情報公開について

ア 概要

建築審査会の議事録の公開方法について、平成 23 年度第 2 回建築審査会までの議論に対して事務局から対応案の提示

イ 審議の結果 事務局の公開案どおり公開する。

ウ 審議の概要

委員	情報公開に当たっては、まずは簡潔で読みやすいということが必要と思います。審査請求に関する議事録公開については、事務局案のように、審議途中での都度の公開はせず、最終の裁決が出たときに、取り扱いについてまとめて議論するというのでよいと思います。
委員	情報公開の大きな目的は政策提案機能の強化に繋がるということですが、直接的な目的は他の建築審査会とのバラツキをなくすということですので、要約してどこが論点で、どういう判断が示されたのか、結論に至ったのかというのがわかる形で十分だと思います。
委員	通常の議題の議事録については概要で、審査請求については、事例もほとんどないので、当面は出た段階で個別に取扱いを決めるということで良いと思います。
委員	誰が何を言ったかではなくて、どういう意見が出たかということが知りたいところですので、中身が把握できるような要約した公開の仕方で構わないと思います。
事務局	公開に当たっては、案を作って皆様にチェック・校正をしていただいたうえでと考えております。 次に公開の時期ですが、今回からとするか、ルールが決まったので次回からとしますか。
委員	情報公開についてこういう経過で決めましたというのがあったほうがわかりやすく良い。今回から入れていただいたほうが良いのではないのでしょうか。
委員	前回のときに、通常の審議過程については全員異論がなかったわけですから、今回からでもいいと思います。
事務局	では今回からとし、公開案ができたところで個別にメールでお送りしますので、ご確認いただきたいと思います。
委員	議事録の場合、特に発言のときには何を指して発言しているのかわからないことが多いので、発言を変えるという意味ではなく、何に対して言っているのか判るような形で公開してもらいたい。
事務局	前後の文脈で通じないようでしたら、適宜加筆修正させていただきます。
議長	事務局案に従って公開していくことでお願いします。

(3) 全国建築審査会長会議についての報告
事務局及び関会長から会議内容の報告

(4) 次回建築審査会の日程調整